□電波法第20条第３項、第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が当該基幹放送局を譲渡し、譲受人が当該基幹放送局を譲渡人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行おうとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項後段（地上基幹放送の業務を行う認定基幹放送事業者が当該地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の２に関する手続）

□電波法第20条第４項後段（特定地上基幹放送局の免許人が地上基幹放送の業務を譲渡し、その譲渡人が当該基幹放送局を譲受人の地上基幹放送の業務の用に供する業務を行うとする場合に係る部分に限る。）若しくは第５項前段（他の地上基幹放送の業務の用に供する基幹放送局の免許人が当該地上基幹放送の業務を行う事業を譲り受ける場合に係る部分に限る。）又は第10項の規定により、無線局の免許人（又は予備免許を受けた者）の地位を承継したいので、別紙の書類を添えて下記のとおり申請します。（無線局免許手続規則第20条の３の３に関する手続）

（注２）

記

１　申請（届出）者（注３）

住　所	都道府県―市区町村コード　〔　　〕
	〒（　　―　　）
氏名又は名称及び代表者氏名	フリガナ
	印

２　承継に係る無線局（注４）

①　識別信号	
②　種別	
③　免許の番号又は予備免許通知書の番号	
④　免許人又は予備免許を受けた者の氏名、商号又は名称	
⑤　免許の有効期間	

３　電波法第５条に規定する欠格事由（注５）

□有　　□無

４　各手続に係る個別事項（注２）（注６）

□無線局免許手続規則第20条の３に関する手続

①　合併又は分割当事者の商号又は名称、住所及び代表者の氏名